

テレビ広報 さわやか宇治
活躍しています 宇治市AET
～進む英語教育と国際交流～
3月21日(土) 午後5時半から15分間
KBS京都 UHF34ch

宇治市政だより

3.1
平成10年
(1998)
第1162号

発行 宇治市
編集 広報課
〒611-8801 宇治市宇治電話33
☎ 22-3141
FAX 20-8779
● 毎月1日・11日・21日発行

臨時福祉特別給付金を支給 該当する人は申請を

3月25日(木)まで

平成10年分所得税等の特別減税に連動し、老齢福祉年金、特別障害者手当の受給者や、低所得の在宅ひとり暮らし老人、六十五歳以上の低所得の人に臨時福祉特別給付金が支給されます。該当する人は申請を。

臨時福祉特別給付金

対象者一人につき1万円
▼支給要件及び担当課
平成10年3月1日現在、本年2月分の次のいずれかの年金が手当を受給できる人

- ①老齢福祉年金
- ②障害基礎年金のうち年金証書の年金コードの先頭3けたが「635」「265」
- ③障害基礎年金のうち年金証書の年金コードの先頭3けたが「535」「060」
- ④遺族基礎年金等のうち年金証書の年金コードの先頭3けたが「275」「285」
- ⑤遺族基礎年金等のうち年金証書の年金コードの先頭3けたが「645」「072」

「082」「102」
ただし、③と⑤に該当する人については平成9年度分市民税が非課税の人(本人が扶養親族になっている場合)は、その人が市町村民税非課税に限る。

- ①⑤は国民年金課(内線2310)
- ⑥児童扶養手当
- ⑦特別児童扶養手当
- ⑧⑨は福祉総務課母子児童福祉係(内線2307)

⑧特別障害者手当
⑨障害児福祉手当
⑩経過福祉手当
⑪⑫は福祉総務課障害福祉係(内線2305)
⑬原爆被爆者等手当(医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当)
⑭福祉総務課社会係(内線2303)

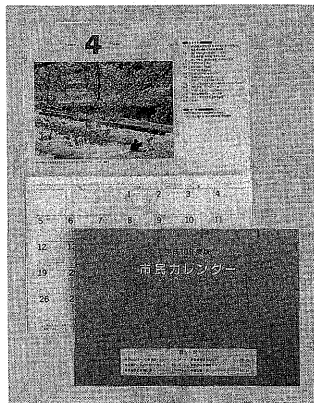
ただし、①⑤に該当する場合でも、平成10年1月1日現在、生活保護を受けている人や社会福祉施設に入所している人は別に同様の措置がとられるため、支給されません。なお、通所(通園)施設などで通所サービスを受けている人や軽費老人ホームなどの契約型の施設を利用している人で①⑤に該当する場合は支給されます。

▼支給要件及び担当課
平成10年2月1日現在、生活保護を受けている人か平成9年度分の市民税が非課税あるいは均等割のみ課税されている人(本人が扶養親族になっている場合)は、その人が市町村民税が非課税均等割のみ課税に限る。で、次のいずれかに該当する人
①平成10年2月1日現在、6カ月以上継続して寝たきりまたは痴呆などの状態にあるため、常時の介護を必要としている満65歳以上

の人(昭和8年2月1日以前生まれ)
②長寿社会対策課(内線2346)
③本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または経過福祉手当を受給できる人
④福祉総務課障害福祉係(内線2305)

や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に入所している人、養護委託されている人は対象になりません。
⑤臨時特別給付金
対象者一人につき1万円
▼支給要件及び担当課
平成10年2月1日現在、満65歳以上の人(昭和8年2月1日以前生まれ)で、平成9年度分の市民税非課税の人(本人が扶養親族でない場合)は、その人が市町村民税非課税の人(本人が扶養親族でない場合)は、その人が市町村民税が非課税均等割のみ課税に限る。で、次のいずれかに該当する人
①平成10年2月1日現在、6カ月以上継続して寝たきりまたは痴呆などの状態にあるため、常時の介護を必要としている満65歳以上

10年度版 「市民カレンダー」を発行



市では平成10年度版「市民カレンダー」(A4判34ページ)を近く発行します。今年のカレンダーは第十四回宇治市観光写真コンクールの入賞作品を納め、また、各月には市の行事や税などの納期、保健予防など、各種相談案内などを掲載し、見やすく親しみやすいものになっています。
(各)家庭へは、各町内(自治)会、食生活やマシショなどの管理さんとの協力をいただいております。町内(自治)会

市では平成10年度版「市民カレンダー」(A4判34ページ)を近く発行します。今年のカレンダーは第十四回宇治市観光写真コンクールの入賞作品を納め、また、各月には市の行事や税などの納期、保健予防など、各種相談案内などを掲載し、見やすく親しみやすいものになっています。
(各)家庭へは、各町内(自治)会、食生活やマシショなどの管理さんとの協力をいただいております。町内(自治)会

市政功労者などを表彰

3月1日 市制施行記念日に

市では三月一日(日)の市制施行記念日、文化センターで、市政功労者などの表彰式を開催。表彰式は、今日まで市政の発展に尽力いただきました自治功労者をはじめ市政功労者の表彰を行います。
また、体育・スポーツの振興に貢献された人や団体にスポーツ賞、文化の振興に貢献された青少年にジュニア文化賞の表彰を行います。表彰状や感謝状を贈呈

- 表彰状贈呈者：自治功労者
式を開催。表彰式は、今日まで市政の発展に尽力いただきました自治功労者をはじめ市政功労者の表彰を行います。
また、体育・スポーツの振興に貢献された人や団体にスポーツ賞、文化の振興に貢献された青少年にジュニア文化賞の表彰を行います。表彰状や感謝状を贈呈

されるのは次の皆さんです。
(敬称略)

- ◆表彰状贈呈者：自治功労者
式を開催。表彰式は、今日まで市政の発展に尽力いただきました自治功労者をはじめ市政功労者の表彰を行います。
また、体育・スポーツの振興に貢献された人や団体にスポーツ賞、文化の振興に貢献された青少年にジュニア文化賞の表彰を行います。表彰状や感謝状を贈呈

申請方法
該当すると思われる人は、3月6日(金)から申請書類を送付します。申請書に必要事項を記入し、3月25日(木)まで(当日消印有効)に各担当課へ郵送で申請してください。なお、満65歳以上の非課税の人が対象のものは、3月10日(火)25日(木)に市役所1階市民ロビーに専用コーナーを設け、受け付けします(問い合わせ)

文化センターとグリーンセンター、横島管理事務所にも置き、各窓口にお申し出ください。
なお、今月下旬には市内各公民館・コミュニティセンター・ふれあいセンター、

宇治市水道事業懇談会
市では平成九年六月、水道事業の様々な課題について宇治市水道事業懇談会に諮問。同懇談会では幾度かの審議を重ね、十一月に市水道事業管理者に提言しました。
提言では、市民の皆さんに安全でおいしい水供給するためには、財政状況の改善と強化を図る必要がある。当面の経営の安定化には十年から四年間の収支のバランスを図るためには、一九九〇年度の料金引き上げが必要としています。
市の水道は水の需要の増加などに対応し、安全な水道水を皆さんに供給するため、施設の拡充に努めています。一方経営面では、六年四月の料金改定以来八年度まで順調に推移。しかし近年、渇水や経済低迷などから水道事業を取り巻く

せ先：☎22・3141 臨時特別給付金コーナー。また、支給対象になると思われるにもかかわらず申請書を送られてこなかった人は、それぞれの担当課へお問い合わせください。
〇〇〇〇
この制度は支給条件の關係で、申請しても受給できない場合があります。できる限り市民の皆さんのお手を数多くいただくため、申請書の送付に当たっては平成九年度分の宇治市市民税の課税資料をもとに送付することにしました。この取り扱いについて、意見や質問がある場合は、それぞれの担当課にお申し出ください。

環境は非常に厳しくなっています。また、給排水量の約六五%を占める府営水道が、夏場の美しい水景を建設して高度浄水処理施設を建設し、それに伴い九年度四月に約二一%増の料金改定を行ったことが経営を圧迫。九年度の決算見込みでも単年度赤字が見込まれるほか、十三年度末で二十一億円の累積欠損金が予測される財政下にあります。
市ではこの提言を尊重し、現在開会中の市議会三月定例会に、四月から水道料金を平均一八・五%、加入金を平均二〇%引き上げる条例改正案を提案しています。今後もさらに経営の合理化により健全な事業の運営に努めていきますので、皆さんのご理解と協力をお願いいたします。水道部総務課(内線5002)

— 分別区分を一部変更します —

分別の区分を
一部変更

ごみを適正に処理し再資源化を進めるため、分別の

今後もさらにご協力をお願いします。

また、これまで燃えないごみの日に出していたカーベットは燃えるごみの日に出すことになります。ご注意ください。

確認 (曜日は昨年度と
変わりました)

地域で
決まった曜日に

地域で
決まった曜日に

地域で
決まった水曜日に

国
で決まった曜日に
〈別々の袋〉

設置場所に持参

環境事業所
☎内線3001
～3005

市・府民税の申告は
3月16日(月)までに

市・府民税の申告はもうお済みでしょうか。申告期限は三月十六日(月)までです。申告期限間近になると窓口が混雑し、長時間おまちいただく場合があります。必要な証明書、領収書などをそろえてできるだけ早目に申告しましょう。また、必ず印鑑をご持参ください。

なお、所得税の確定申告へ。

申告された人は、市・府民税の申告は必要ありません。申告についてのお問い合わせは市民税課(市内線2121-1221)へ。

所得税の確定申告も三月十六日(月)までです。還付申告は郵送などでお早目に問い合わせは宇治税務署(☎44・4141)へ。

所得証明には
印鑑をお忘れなく

所得証明や非課税証明の請求には、使用目的・提出先・必要とした年度などを記入していただくほか本人の印鑑が必要で
す。なお、代理人が請求するときは、本人の委任状（承諾書）と代理人の印鑑が必要で
す。また、給与支払報告書が提出されていない場合や未申告のときは、申告

納め忘れはありませんか あなたの市税

お確かめの上、至急納付してください。

市税の納付には便利な口座振替払いをご利用ください。くわしくは納税課(☎内線2132)まで。

アルミはく容器

(これまでの
缶の日)

燃えるごみの日に
出してください

(これまでは
燃えないごみ)

カーペット
60cm四方に切り、くくる

紙パック回収箱設置場所

昨年度も配付した地区別
の資源ごみ収集日程表を町
内会を通じて三月中に配付
します。町内会未加入で配
付を希望される人はご連絡
ください。

月中旬に郵送しますので、貼り替えをお願いします。また、新たに看板を配付希望される人はご連絡を。無料ですが、引き取りにお越ください。

10年度資源こみ
収集日程を配布

はキャップやふたを外し、中身を出し、簡単な水洗いをしてから、中身が見える袋に入れて、それぞれ収集日の午前九時までに出示してください。

収集場所の看板には
新しいシールを
ごみ集積場所の看板には
ついている「缶の日」「びん・

ごみを出す日を再確認 (曜日は昨年度と
変わります)

燃えるごみ	週2回	地域で 決まった曜日に
燃えないごみ	週1回	地域で 決まった曜日に
缶	月2回	地域で 決まった水曜日に
びん	}	隔週1回
ペットボトル		地域で決まった曜日に 〈別々の袋で〉
紙パック	回収箱設置場所に持参	

※裏面の地区別収集日、回収設置場所で確認を

バイクや軽自動車の
廃車手続きは3月中に

バイクや軽自動車の税金は毎年、4月1日現在所有の所有者に課税される。他人への譲渡や廃車、あるいは盗難などで所有を失っている場合は、三ヶ月以内に手続きをしないと、手続が滞り、税金が滞り、平成十年度も引き続く。期限間近になると窓口が大変混雑します。手続をお早目に。

◎バイク 120cc以下のもは2000円、120cc以上は2500円（内線2100円）へ。

手続には次のものが必ず必要です。

するときは、本人の委任状（承諾書）と代理人の印鑑が必要です。

また、給与支払報告書が提出されていない場合や未申告のときは、申告

明書を発行することになります。

税に関する申告や手続きは大切な事柄です。できるだけ本人が手続きをしましょう。

▼廃車・譲渡・転出した場合：ナンバープレートと印鑑。

▼新規取得・譲受・転入した場合：販売確認書または再登録用廃車証明書と印鑑。

◎軽四輪の手続きは軽自動車協会（☎075・691・65116）、125ccを超えるバイクの手続きは京都陸運支局（☎075・6811・9761）と印鑑。



10年度　ごみの地区別収集日程

地区 番号	収 集 地 区	燃える ごみ	缶	燃えない ごみ	び ん ・ ペ ッ ト ボ ト ル												
					3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	11年 1月	11年 2月	11年 3月
①	六地藏〈JR以北の全域〉 平尾台〈全域〉 木 幡 (赤塚、御蔵山、金草原、北畠、北山畑、須留、畑山田、花嶺、檜尾、平尾、御園、南原、南山畑一部〈北陵町内会〉、JR以東の正中・陣ノ内・東中、南山(1・2・9・15番地以降)=〈うぐいす台・観音寺台・桐ヶ丘・向陽台・光陵台・峠・堂ノ川・東さくら・ひまわり・北陵・南山佐伯団地・南山・南山千代田・洛陽台・わらびヶ丘・葵荘苑・木幡桜台町内会〉) 五ヶ庄 (弥陀次郎川以北の広岡谷〈パステルタウン町内会〉)	第1 回 目 ・ 3 回 目 の 水	月 ・ 木	金	10(火) 24(火)	7(火) 21(火)	5(火) 19(火)	2(火) 16(火) 30(火)	14(火) 28(火)	11(火) 25(火)	8(火) 22(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	1(火) 15(火) 29(火)	19(火)	2(火) 16(火)	2(火) 16(火) 30(火)
②	六地藏〈JR以南の全域〉 木 幡 (内畑、大瀬戸、河原、北畠、北島、熊小路、中村、西浦、西中、南端、南山畑〈北陵町内会除く〉、JR以西の正中・陣ノ内・東中、南山(3~7・12・13番地)=〈南山西・南山陵・山手第3・山手第4・松陵町内会〉) 五ヶ庄 (梅林、大林、北ノ庄、芝ノ東、谷前、樽ノ東、寺界道、西川原、西田、野添、雲雀島、古川、広岡谷〈弥陀次郎川以北を除く〉)			金	3(火) 17(火) 31(火)	14(火) 28(火)	12(火) 26(火)	9(火) 23(火)	7(火) 21(火)	4(火) 18(火)	1(火) 15(火) 29(火)	13(火) 27(火)	10(火) 24(火)	8(火) 22(火)	12(火) 26(火)	9(火) 23(火)	9(火) 23(火)
③	五ヶ庄 (一番割、二番割、三番割、一里塚、上村、大八木島、岡本、折坂、瓦塚、京大宿舍、新開、高峯山、戸ノ内、西浦、日皆田、平野、福角) 宇 治 (山本、東内、又振、山田、紅斎) 羽戸山〈全域〉 菟 道〈JR以東の全域〉 明星町〈全域〉 志津川〈全域〉			火	13(金) 27(金)	10(金) 24(金)	8(金) 22(金)	5(金) 19(金)	3(金) 17(金) 31(金)	14(金) 28(金)	11(金) 25(金)	9(金) 23(金)	6(金) 20(金)	4(金) 18(金)	8(金) 22(金)	5(金) 19(金)	5(金) 19(金)
④	折居台〈全域〉 白 川〈全域〉 宇 治 (金井戸) 神 明 (宮西、宮東) 広野町 (小根尾の一部)			火	6(金) 20(金)	3(金) 17(金)	1(金) 15(金) 29(金)	12(金) 26(金)	10(金) 24(金)	7(金) 21(金)	4(金) 18(金)	2(金) 16(金) 30(金)	13(金) 27(金)	11(金) 25(金)	15(金) 29(金)	12(金) 26(金)	12(金) 26(金)
⑤	広野町 (大開、小根尾、寺山、尖山、茶屋裏、中島、丸山、宮谷、府道以南の一里山・東裏・西裏) 大久保町 (久保、近鉄以東の上ノ山・大竹) 寺山台〈全域〉			水	6(金) 20(金)	3(金) 17(金)	1(金) 15(金) 29(金)	12(金) 26(金)	10(金) 24(金)	7(金) 21(金)	4(金) 18(金)	2(金) 16(金) 30(金)	13(金) 27(金)	11(金) 25(金)	15(金) 29(金)	12(金) 26(金)	12(金) 26(金)
⑥	菟 道〈JR以西の全域、横島町大島含む〉 琵琶台〈全域〉 宇 治 (大谷、乙方、下居、善法、塔川、野神、東山、琵琶、妙茶、蓮華、老番〈都計道路以東〉、JR以南の宇文字・里尻、府道以南の式香)			火	11(火) 25(火)	8(火) 22(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	1(火) 15(火) 29(火)	12(火) 26(火)	9(火) 23(火)	7(火) 21(火)	4(火) 18(火)	2(火) 16(火) 30(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	3(火) 17(火) 31(火)
⑦	横島町 (園場、大幡、門口、北内、幡貫、郡の一部〈1・2番地〉) 宇 治 (小根、JR以北の里尻)			月	4(火) 18(火)	1(火) 15(火) 29(火)	13(火) 27(火)	10(火) 24(火)	8(火) 22(火)	5(火) 19(火)	2(火) 16(火) 30(火)	14(火) 28(火)	11(火) 25(火)	9(火) 23(火)	13(火) 27(火)	10(火) 24(火)	10(火) 24(火)
⑧	横島町 (清水、千足、三十五、二十四、十八、十六、十一、本屋敷、目川、落合、南落合、吹前、中川原、石橋、大川原、一ノ坪、大町、島前、五才田、一町田、月夜、郡〈1・2番地を除く〉) 小倉町 (新田島、府道以西の春日森)			月	4(火) 18(火)	1(火) 15(火) 29(火)	13(火) 27(火)	10(火) 24(火)	8(火) 22(火)	5(火) 19(火)	2(火) 16(火) 30(火)	14(火) 28(火)	11(火) 25(火)	9(火) 23(火)	13(火) 27(火)	10(火) 24(火)	10(火) 24(火)
⑨	小倉町 (蓮池)			木	12(木) 26(木)	9(木) 23(木)	7(木) 21(木)	4(木) 18(木)	2(木) 16(木) 30(木)	13(木) 27(木)	10(木) 24(木)	8(木) 22(木)	5(木) 19(木)	3(木) 17(木)	7(木) 21(木)	4(木) 18(木)	4(木) 18(木)
⑩	宇 治 (薩山、御蔵、戸ノ内、半白、樋ノ尻、JR以北の宇文字・天神・矢落・若森、蛇塚の一部〈蛇塚町内会〉) 南陵町〈全域〉 羽拍子町〈JR以西の全域〉 開 町〈JR以西の全域〉 伊勢田町 (近鉄以東の北山・大谷・中山・南山) 小倉町 (久保、寺内、天王、老ノ木、東山、中畑、西畑、奥畑、近鉄以東の神楽田・西山、府道の以東の春日森) 横島町 (外〈寺内町内会〉)			月	12(木) 26(木)	9(木) 23(木)	7(木) 21(木)	4(木) 18(木)	2(木) 16(木) 30(木)	13(木) 27(木)	10(木) 24(木)	8(木) 22(木)	5(木) 19(木)	3(木) 17(木)	7(木) 21(木)	4(木) 18(木)	4(木) 18(木)
⑪	宇 治 (池森、米坂、蛇塚〈南宇治リブタウン〉、老番の一部〈都計道路以西〉、府道以北の式香、JR以南の天神・矢落・若森 天神台〈全域〉) 羽拍子町〈JR以東の全域〉 開 町〈JR以東の全域〉 神 明 (宮北、石塚) 広野町 (桐生谷、府道以北の一里山・東裏・西裏) 大久保町 (北ノ山、山ノ内、井ノ尻、南ノ口、団地より東側の平盛、近鉄以西の上ノ山・大竹)			水	5(木) 19(木)	2(木) 16(木) 30(木)	14(木) 28(木)	11(木) 25(木)	9(木) 23(木)	6(木) 20(木)	3(木) 17(木)	1(木) 15(木) 29(木)	12(木) 26(木)	10(木) 24(木)	14(木) 28(木)	11(木) 25(木)	11(木) 25(木)
⑫	小倉町 (西浦、堀池、南堀池、南浦、山際、近鉄以西の神楽田) 伊勢田町 (南遊田、遊田、中遊田、砂田) 安田町〈全域〉			木	2(月) 16(月) 30(月)	13(月) 27(月)	11(月) 25(月)	8(月) 22(月)	6(月) 20(月)	3(月) 17(月) 31(月)	14(月) 28(月)	12(月) 26(月)	9(月) 23(月)	7(月) 21(月)	11(月) 25(月)	8(月) 22(月)	8(月) 22(月)
⑬	小倉町 (近鉄以西の西山) 広野町 (成田、新成田) 伊勢田町 (井尻、浮面、ウトロ、落田、毛語、新中ノ荒、名木、中ノ荒、中ノ田、若林、近鉄以西の北山・大谷・中山・南山)			木	9(月) 23(月)	6(月) 20(月)	4(月) 18(月)	1(月) 15(月) 29(月)	13(月) 27(月)	10(月) 24(月)	7(月) 21(月)	5(月) 19(月)	2(月) 16(月) 30(月)	14(月) 28(月)	18(月)	1(月) 15(月)	1(月) 15(月) 29(月)
⑭	大久保町 (田原、旦棕、府宮西大久保団地、団地以西の平盛)			水	4(火) 18(火)	1(火) 15(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	1(火) 15(火)	5(火) 19(火)	2(火) 16(火)	7(火) 21(火)	4(火) 18(火)	2(火) 16(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	3(火) 17(火)
⑮	炭山、東笠取、西笠取、二尾、池尾	水	第2・4 水	水	4(火) 18(火)	1(火) 15(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	1(火) 15(火)	5(火) 19(火)	2(火) 16(火)	7(火) 21(火)	4(火) 18(火)	2(火) 16(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	3(火) 17(火)

紙バック回収容器設置場所				半 白 集 会 所	宇治半白20-42	横島十一集会所	横島町十一-113-16
設 置 場 所	所 在 地	東宇治コミュニティセンター	五ヶ庄三番割36-5	白 川 集 会 所	白川婆婆山16-1	一ノ坪集会所	横島町一ノ坪321-9
六 地 蔵 公 会 堂	六地藏奈良町35-10	福 戸 集 会 所	五ヶ庄福角1-1	中 央 公 民 館	折居台一丁目1	横島ふれあいセンター	横島町石橋13
御 蔵 山 集 会 所	木幡赤塚49-4	羽 戸 山 集 会 所	羽戸山二丁目1-178	宇 治 野 神 集 会 所	琵琶台三丁目12-1	横 島 集 会 所	横島町北内24-2
木幡地域福祉センター	木幡東中47-4	菟 道 北 集 会 所	菟道東上り5-142	城 南 荘 集 会 所	神明宮東88	小 倉 公 民 館	小倉町寺内91
木 幡 公 民 館	木幡内畑34-7	菟 道 集 会 所	菟道河原7-1	開地域福祉センター	開町44-13	蓮 池 中 集 会 所	小倉町蓮池151-25
木幡熊小路集会所	木幡熊小路38-115	車 田 集 会 所	菟道車田25-12	南 陵 南 集 会 所	南陵町三丁目1-74	西小倉コミュニティセンター	小倉町南堀池107-1
東 木 幡 集 会 所	木幡南山68-3	菟 道 南 集 会 所	菟道荒根1-83	小 根 尾 集 会 所	広野町小根尾138-227	西 小 倉 集 会 所	小倉町南堀池52-3
南 山 集 会 所	木幡南山113-99	三 室 戸 集 会 所	菟道荒根33-1	尖 山 集 会 所	広野町尖山4-657	伊勢田ふれあいセンター	小倉町西山44-1
平 尾 集 会 所	木幡平尾16-4	明 星 集 会 所	明星町一丁目9-87	広 野 寺 山 集 会 所	広野町寺山58-118	西小倉地域福祉センター	小倉町山際3-1(4月設置予定)
平 尾 台 東 集 会 所	平尾台三丁目13-6	喜 撰 会 館	志津川東組21-2	広 野 公 民 館	広野町寺山17-403	砂 田 集 会 所	伊勢田町砂田6-132
西 川 原 集 会 所	五ヶ庄西川原21-29	川 東 集 会 所	宇治東内21-2	南宇治コミュニティセンター	大久保町上ノ山42-3	名 木 西 集 会 所	伊勢田町名木二丁目1-59
大 和 田 集 会 所	五ヶ庄西浦22-6	宇 治 公 民 館	宇治里尻71-9	平盛ふれあいセンター	大久保町平盛30-4	伊 勢 田 集 会 所	伊勢田町毛語60
東宇治地域福祉センター	五ヶ庄折居-140(完成後設置予定)	菟 道 ふ れ あ い セ ン タ ー	宇治妙案128-1	西 目 川 集 会 所	横島町落合230	緑 ヶ 原 集 会 所	広野町新成田27

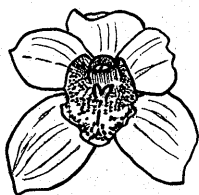
保健・衛生・相談

相談あんない

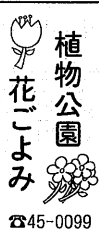
- 青少年相談 20日(金)午後1時～4時、宇治公民館。国保護司会・向井正存さん ☎43-0896。
- 京都府交通事故相談 4日(水)・18日(水)午前9時～午後4時、府宇治地方振興局 ☎21-2101。
- 社会保険相談所 25日(水)午後1時半～4時、小倉公民館。年金・健康保険など。国国民年金課 (☎内線2309)。
- 暴力にかかわる困りごと相談 2日(水)午前9時～午後4時、府宇治地方振興局。☎21-2101。電話での相談も可。国京都府暴力追放運動推進センター (☎075-451-8930)。
- 宇治こころの電話 毎週月曜～金曜、午前9時～午後5時、青少年問題の悩みなどお気軽に。☎24-0800。
- 法律相談 毎週木曜、午後1時半～3時半、定員は先着10人。社会福祉協議会 ☎23-0857へ電話予約を。

- 成人健康相談 毎週金曜。保健婦、看護婦、栄養士による相談。20歳以上の人が対象。事前に健康医療課 (☎内線2333)へ電話予約を。
- 家庭児童相談室 毎週月曜～金曜、午前10時～午後4時。児童と家庭に関する困りごとなど。☎23-8898。

市、社会福祉協議会では、このほかにも各種相談事業を実施しています。詳しくは9年度版「市民カレンダーと手びき」をご覧ください。



⑫ シンビジウム開花後の管理
シンビジウムは、花を最後まで咲かせておくと、株が衰弱して翌年の花立ちが悪くなるので早めに株から切り取りましょう。切り花にしても一カ月ほどは楽しめます。



気温を5度以上に保てば冬越しが可能です。順調に生育させるためには室内の直射日光が当たる窓辺に置きましよう。バルブ(葉の根元の膨らみ)から平たい形をした葉芽が出てきたら、養分の分散を防ぐために一バルブに一つの葉芽を残して他を取り除きます。株が鉢いっぱいになる場合は三月中旬から四月中旬に大きな鉢に植えかえます。大株を鉢分けをする場合は、最低三バルブを一株として分けましょう。プラスチック鉢に水はけのよい市販の軽石(バーク)のミックスコンポスト(混合用土)などで植えます。四月から七月まで油粕と骨粉を等量混合した固形肥料を月一回とえ、液体肥料も十倍に薄めて八・九月は除き四月から十月まで週一回施しますが、冬季は与えません。乾燥期には、ハダニが発生しないよう葉裏に水をかけて防ぎます。

図書館

中央 ☎20-1511 / 東宇治 ☎32-2232 / 西宇治 ☎22-8240
月曜・祝日・月末休館

あんな本

「女が変わる男が変わる100冊の本」富士谷あつ子/伊藤公雄編著/かもがわ出版
時代はいま、ジェンダー(男らしさ女らしさといった社会的文化的に作られた枠づけ)にとらわれた社会からジェンダーにとらわれない社会に向かって変化しようとしています。ジェンダーをめぐってお勧めの100冊を紹介する「本の本」。



「鳥たちに魅せられて」上村淳之著/中央公論美術出版

日本画家で花鳥画の第一人者である著者が様々な鳥の飼育を通じて、自然との共生を願う随想・画集。著者の経験から得た鳥の飼育法なども書かれています。

「日本の旧街道ウォーキングガイド 西日本編」日本歩け歩け協会編/実業之日本社
史跡をめぐり、山を歩き、谷を越え、坂を登る。歴史探訪と快さが楽しめるウォーキン

(☆は児童書です)

グ。この本には、西日本の旧街道をメインにした54コースが紹介されています。

☆「お手玉」大西伝一郎文/文溪堂

日本の伝承遊びの代表格お手玉には、長い歴史や世界各国のつながりがあります。日本各地のお手玉50種をカラー写真で紹介。作り方や遊び方、三千年の歴史も分かりやすく説明しています。



☆「きょうりゅうがめいろうにやってきた」アン・フォーサイス作/熊谷敏司訳/むかいがま絵/金の星社

遠足で、庭に大きなめいろうのある古いお城へ行くと、いびきが聞こえてきました。それは、今までに学校や図書館にやってきた、あの赤ちゃんきょうりゅうのいびきでした。きょうりゅうは、いたずらしたり失敗したり…。でも最後には大でがらを立てます。

そよかぜ号巡回日程

日	地区	駐車時間	駐車場所
3日(水)	志津川	14:00～14:30	志津川バス駐車場
	明屋町	14:50～15:50	汚水処理場横
4日(木)	六地藏	13:30～14:00	六地藏公会堂前
	御蔵山	14:20～15:50	御蔵山小学校
6日(土)	木幡	14:00～15:30	木幡公民館前
12日(水)	大久保	13:30～14:30	巨杉公会堂前
	南陵町	15:00～16:00	南陵第2児童公園
13日(木)	福角	13:50～14:40	五ヶ庄福角市営住宅
	三室戸	15:10～16:00	府宮三室戸団地内
17日(月)	開	13:50～14:40	日産駒アバト東側
	広野	15:00～16:00	大久保小学校
18日(火)	西大久保	13:30～14:20	西大久保小学校
	平盛	14:40～15:50	平盛小学校
26日(水)	吹前	13:30～14:30	横島小学校
	横島	14:50～15:50	栗原寺2の通り
27日(木)	北横島	14:00～15:30	北横島小学校

おはなし会

- 中央 11日(水)・25日(水)
■ 東宇治 4日(水)
■ 西宇治 18日(水)

いずれも午後3時半～4時
(対象) 3才以上でひとり話が聞ける子供
(内容) 手あそび、読み聞かせ、紙芝居など
(参加費) 無料

おはなしたまてばこ

- 中央 14日(木)
■ 東宇治 25日(水)
- いずれも午後3時半～4時
(対象) 子供から大人まで
(内容) 主にストーリーテリング(素話)
(参加費) 無料

3月のし尿収集日程

城南衛生管理組合 ☎075-631-5171

宇治・神明・開・広野・大久保・白川・志津川

3/5・26	半白、白川、金井戸、志津川
3/6・27	乙方、山本、東内、又振、山田、紅斎
3/9・30	蔭山
3/13	戸ノ内、矢落(JR以北)、若森(JR以北)、大久保町(近鉄以西)
3/16	蛇塚、石塚(心華寺通り以西)、東裏(JR以西と府道以南)、寺山(JR以西)、西裏、茶屋裏、丸山、一里山(府道以南)、桐生谷(JR以西)、大久保町(近鉄以东「久保(JR以东)除く」)
3/17	式番(府道以北)、池森、樋ノ尻、里尻(JR以北)、小椋、石塚(心華寺通り以东)、宮北一部、寺山(JR以东)、宮谷、尖山一部(4番地)、中島、久保(JR以东)
3/18	東裏(JR以东の府道以北)、一里山(府道以北)、桐生谷(JR以东)、開町
3/19	宮東、宮西、宮北
3/20	小根尾、大開、尖山一部(2番地・6番地)
3/2・23	野神、大谷、下層一部(権現町)、琵琶、式番(府道以南)、矢落(JR以南)、若森(JR以南)、米阪、天神
3/3・24	下層、善法、菅谷、妙楽、里尻(JR以南)、蓮華、塔川、宇文字

小倉・伊勢田・横島・羽拍子・安田

3/4・25	南浦(28～33、80～98、100～110)、大京団地、蓮池
3/5・26	山際
3/6・27	寺内、久保、老ノ木(府道以北)、天王(府道以北)、西浦
3/9・30	老ノ木(府道以南)、天王(府道以南)、東山、西山(府道以东)、中畑、西畑
3/10・31	南堀池(本通り以北・以南、大和32～36)、堀池
3/11、4/1	南堀池(田中、大和、大和一部西2号通り以北)、南遊田、遊田、砂田、毛語一部、中ノ荒、井尻、中ノ田、浮面、名木、安田町
3/12、4/2	中山(近鉄以西)、毛語、若林、南山、ウトロ
3/13	神楽田(山の中)、西山(府道以西)、中央台、北山A・B・C・D団地、毛語(府道以北)、若林一部
3/16	中山(近鉄以东)、大谷、羽拍子町
3/18	春日森、一ノ坪、島前、大町、石橋(大川原線以西)、中川原(大川原線以西)、大川原、東目川、西目川、南落合(0の通り～2の通り)
3/19	南落合(3の通り～13の通り)
3/20	園場(大川原線以北)、大樫、北内、門口、樫貫、郡、石橋(大川原線以东)、吹前(市営住宅)
3/2・23	中川原(大川原線以东)、十一(大川原線以东・国道以东)、十六(国道以东)、十八(国道以东)、吹前(市営住宅除く)
3/3・24	南浦、西浦一部、神楽田一部(近鉄以西)

※ 収集漏れは収集口側から確認し、翌日(土・日・祝日を除く)に同組合へ。